定款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワークオンブズマンと称する。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、障害者、高齢者、児童の権利擁護と地域生活支援を目的としてオンブズマン活動に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
- ① 障害者・高齢者・児童・本人の立場にたつ家族・施設職員・施設関係者からの声を受け 止め代弁していくこと
- ② 地域生活支援のための情報提供事業及び啓発活動をなすこと
- ③ オンブズマンの養成及び研修

- ④ 障害者、高齢者、児童のための権利擁護に関する調査、研修、研究、出版及び提言
- ⑤ 任意後見・法定後見
- ⑥ 権利擁護に関する講師派遣

第3章 会員

第6条(会員の種別)

この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、資金協力を行う個人及び団体

第7条(加入)

正会員になろうとするものは、この法人が定める加入申込書を提出し、理事会の承認を受けた後正会員となることができるものとする。ただし、理事会は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

第8条(脱退)

この法人の正会員は、この法人が定める脱退届を理事会に提出することにより任意に脱退することができる。

- 2 正会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、脱退したものとみなす。
- (1) 死亡
- (2) 団体が解散もしくは破産したとき

第9条(除名)

正会員が次の各号の一に該当したときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議 決により除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決に先立ち弁明の機会を 与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の事業を妨げる行為をしたとき
- (3) この法人の事業に関して不正の行為をしたとき

第4章 役員及び職員

第10条(種別及び定数)

この法人の役員及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事10名以上20名
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

第11条(役員の選出)

理事及び監事の選出は、総会において行う。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第12条(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、こ の法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第13条(任期等)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

第14条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充 しなければならない。

第15条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、正会員総数の3分の2以上の議決により これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与え なければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第16条(報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第17条(職員)

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第18条(種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第19条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第20条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第21条(開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第22条(招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第23条(議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第24条(定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第25条(議決)

総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条(表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会 に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第27条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上 が署名、 押印しなければならない。

第6章 理事会

第28条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第29条(権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第30条(開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第31条(招集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第32条(議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第33条(議決)

理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第34条(表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に 出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第35条(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押 印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第36条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第37条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、 理事長が別に定める。

第38条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

第39条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第40条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することがで きる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第41条(予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第42条(予算の追加及び更正)

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第43条(事業報告及び収支決算)

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第44条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第45条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第46条(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第47条(解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第48条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の決議により決定されたものに譲渡するものとする。

第49条(合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第50条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。

第10章 雑則

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 以下、5項まで省略

3

4

5

6 平成20年3月1日に変更